

明石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

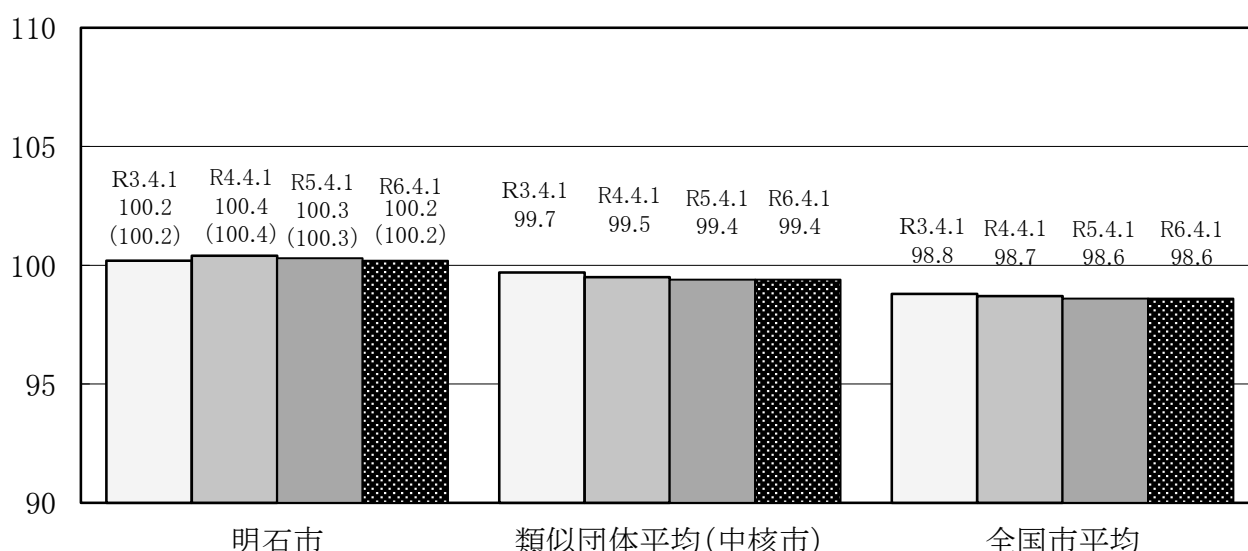
区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5 年度	人 306,760	千円 128,884,506	千円 1,064,801	千円 20,109,182	% 15.6	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 (中核市)平均一人 当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 1,891	千円 8,310,329	千円 1,915,816	千円 3,376,132	千円 13,602,277	千円 7,193	千円 -
正規職 員のみのみ	人 1,891	千円 7,453,266	千円 1,794,158	千円 3,063,628	千円 12,311,052	千円 6,510	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、R5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 上段の給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
4 下段の給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※R6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③100を超えている理由

国家公務員に比べ、初任給が高いため。(新規採用者に適用する給料表の号給が、大卒、短卒、高卒ともに4号給分高く適用しているため。)

【改善の見込み】

H25年4月から、県職員の水準に合わせた初任給の引き下げ及び昇格基準の見直しを実施したほか、H29年1月の定期昇給について、管理職は、昇給を停止するとともに、管理職以外の一般職は、昇給の半減措置を実施しました。また、給料表の継ぎ足しについてはH30年4月から廃止するなど、ラスパイレス指数の引き下げに向けた取り組みを行っています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施

実施内容

(給料表の見直し時期)

H28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均△1.6%引き下げています。(H26年度人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しにより、平均△2.0%引き下げ後、H27年度人事院勧告に基づき、平均0.4%引き上げ) 激変緩和のため、2年間(H30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、本市においても6%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
国基準による支給割合	3%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
明石市の支給割合	8.5%	8%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	44.5 歳	332,882 円	416,897 円	388,077 円
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	54.5 歳	214 人	350,213 円	407,185 円	381,694 円
うち清掃職員	54.6 歳	55 人	374,411 円	460,986 円	407,482 円
うち用務員	54.4 歳	61 人	337,690 円	378,423 円	365,708 円
うち学校給食員	54.3 歳	15 人	362,680 円	399,839 円	394,366 円
うち自動車運転手	54.3 歳	36 人	338,356 円	388,369 円	374,216 円
うち守衛	55.2 歳	6 人	354,400 円	484,606 円	384,527 円
兵庫県	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,396 円	367,546 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					明石市 (C)	民間 (D)	C/D
	-	-	-	-			
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.46	7,377,842 円	4,376,300 円	1.69
うち用務員	運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.55	6,149,715 円	3,297,300 円	1.87
うち学校給食員	飲食物調理従事者	41.2 歳	278,500 円	1.44	6,550,274 円	3,650,900 円	1.79
うち自動車運転手	乗用自動車運転手	61.9 歳	232,600 円	1.67	6,270,125 円	2,988,700 円	2.10
うち守衛	警備員	54.7 歳	261,300 円	1.85	7,521,377 円	3,417,900 円	2.20

- (注) 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(R3年～R5年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	40.0 歳	318,285 円	414,519 円	365,304 円
中核市	39.0 歳	312,133 円	409,367 円	357,734 円

④高等(特殊、各種、専修)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	48.5 歳	341,663 円	410,073 円	379,996 円
兵庫県	44.6 歳	372,400 円	443,867 円	-
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円	-

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	41.6 歳	325,509 円	377,408 円	370,000 円
兵庫県	41.4 歳	362,200 円	422,546 円	-
中核市	39.8 歳	314,557 円	367,988 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		明石市	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	164,000 円	-
消防職	大 学 卒	206,600 円	-	-
	高 校 卒	180,700 円	-	-
医師・歯科医師職	大 学 6 卒	284,500 円	-	-
高校教育職	大 学 卒	226,100 円	226,100 円	-
幼稚園教育職	大 学 卒	199,400 円	226,100 円	-
	短 大 卒	184,600 円	-	-

(注) 平成25年4月より兵庫県職員の初任給に準じて引き下げている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

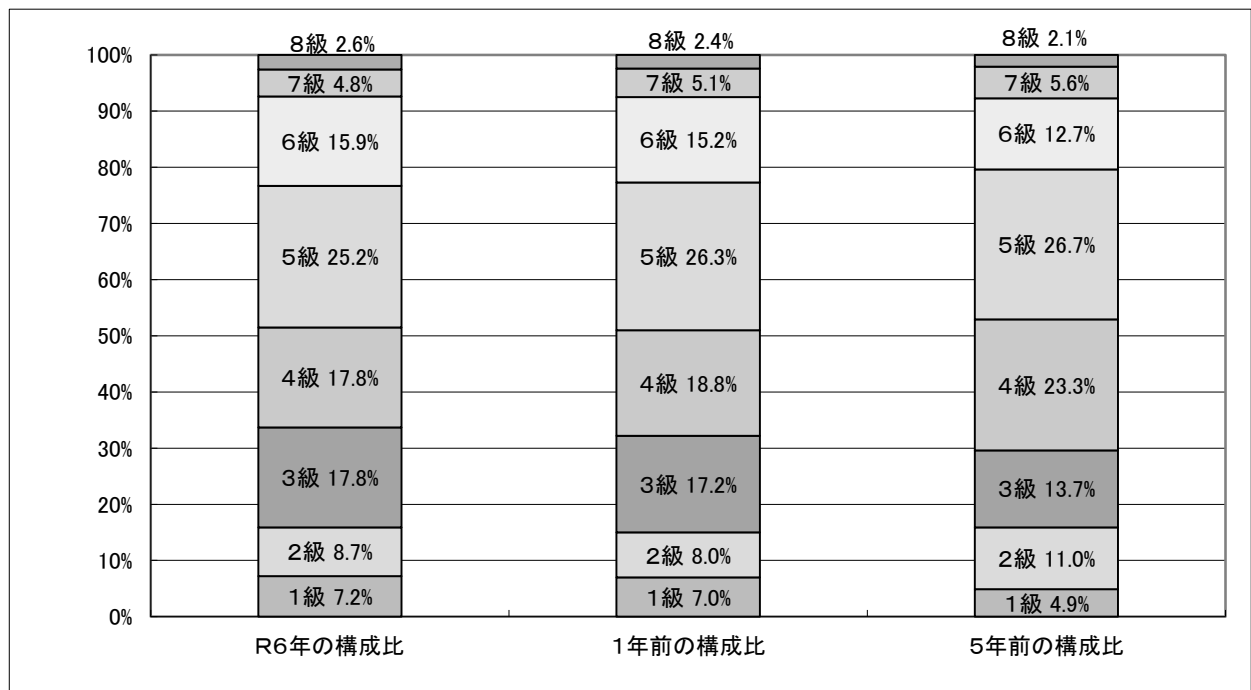
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,633 円	367,961 円	392,656 円	411,980 円
	高 校 卒	- 円	322,200 円	356,127 円	378,190 円
技能労務職	高 校 卒	222,866 円	291,566 円	350,025 円	372,137 円
消防職	大 学 卒	271,580 円	355,800 円	382,280 円	398,885 円
	高 校 卒	345,387 円	303,600 円	372,625 円	379,616 円
高等学校教育職	大 学 卒	312,083 円	382,760 円	412,666 円	418,125 円
幼稚園教育職	大 学 卒	265,420 円	375,510 円	403,428 円	408,544 円
	短 大 卒	246,212 円	318,960 円	366,933 円	382,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

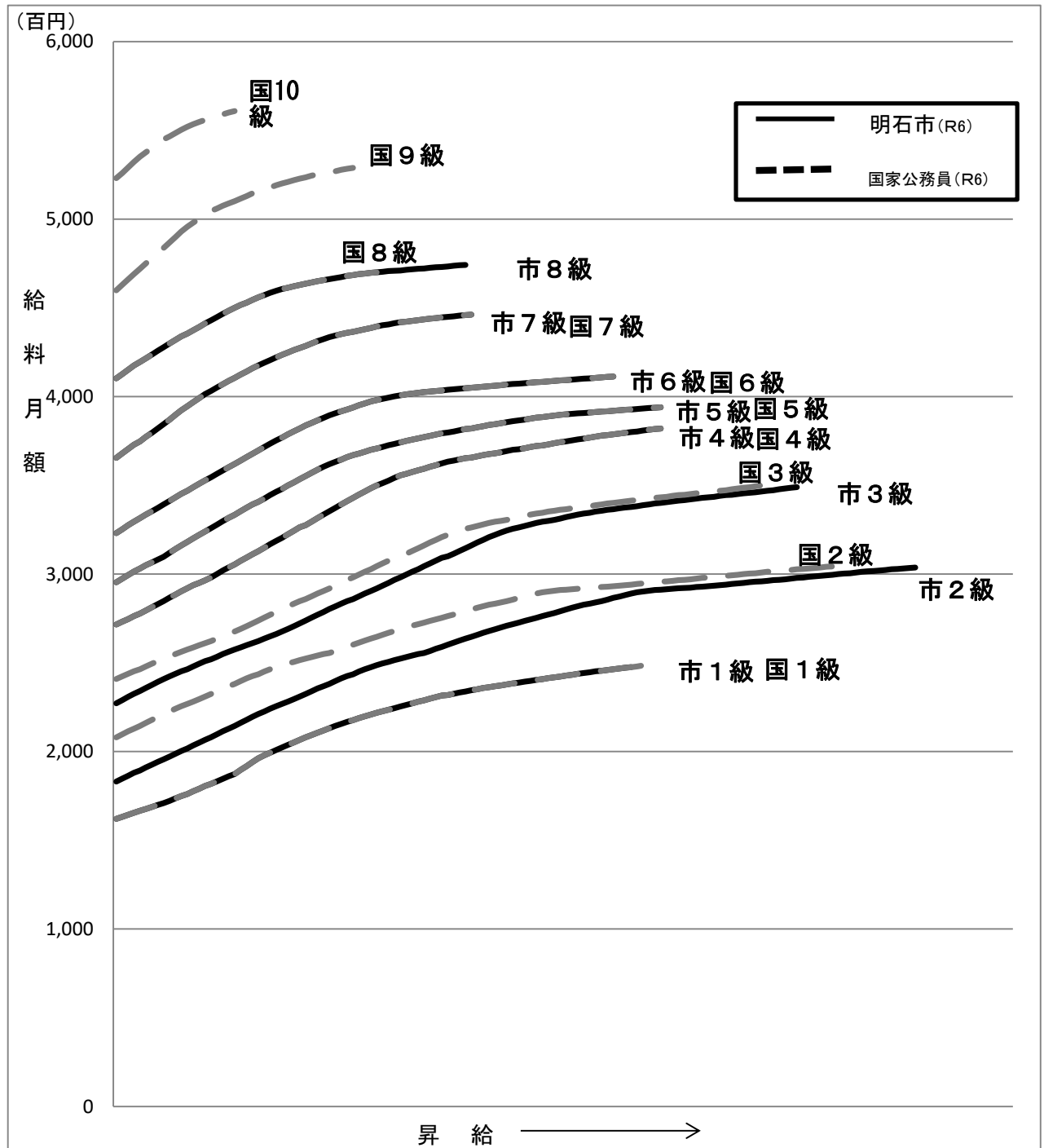
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務職員、技術職員	68 人	7.1 %	162,100 円	249,400 円
2 級	事務職員、技術職員	83 人	8.7 %	183,100 円	305,200 円
3 級	事務職員、技術職員	170 人	17.8 %	227,200 円	351,000 円
4 級	主任	170 人	17.8 %	271,600 円	382,000 円
5 級	係長	240 人	25.2 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	152 人	15.9 %	323,100 円	411,300 円
7 級	室長、次長、参事	46 人	4.8 %	365,500 円	446,200 円
8 級	理事、局長、部長、参与	25 人	2.6 %	410,300 円	475,500 円

- (注) 1 明石市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R 6 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への勤務成績の活用状況（一般行瀬職）

令和6年度における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

明 石 市		国	
1人当たり平均支給額(R5年度)		-	
1,617 千円			
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

R5年度中における運用		明石市		国	
		管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ	人事評価を実施した	○	○	○	○
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（R 6 年 4 月 1 日現在）

明 石 市			国		
(支給割合)	自己都合	応募認定・定年	(支給割合)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率3～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率3～45%)		
1人当たり平均支給額		12,829 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（R 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(R5年度決算)			588,403 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			212,190 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全市域	6.0 %	1,891 人	6.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			100.2
(ラスパイレース指数)			100.2

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (R 6 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (R5年度決算)		59,504 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		283,351 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)		11.11 %		
手当の種類 (手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急業務手当	全職種	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	125 千円	1日につき1,000円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	492 千円	1日につき2,000円 (上記に100/100の加算)
感染症防疫業務等 手当	全職種	家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病(市長が別に定めるものに限る。)の病原体に汚染されている家畜又は汚染されている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	1日につき300円
		遺体を直接取り扱う業務又は重篤な状態にある者を直接救護する業務	0 千円	1日につき300円
		新型コロナウイルス感染症の陽性患者の搬送、健康状態等を対面により確認する業務等	191 千円	1日につき3,000円 (救急救命措置を行った場合は、1,000円を加算する)
		新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者等から採取した検体に係るPCR検査業務	0 千円	1日につき900円
		新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症にかかる消毒業務	282 千円	1日につき300円
選挙事務従事手当	全職種	選挙及び国民審査等に係る投票事務及び開票事務、投票所及び投票本部の設営、資材の送致等の業務、その他これらの事務に準じる事務等	28,586 千円	職務に応じ勤務1回につき35,500円の範囲内で別に定める額
消防業務手当	消防職	火災出動	826 千円	1回につき250円
		救急出動	15,494 千円	1回につき150円 (救急救命士の資格を有するものにあつては、1回につき、200円を加算する)
		救助出動	1,255 千円	1回につき250円
		機関員として指定され従事する業務	502 千円	1勤務につき100円
		はしご付消防ポンプ自動車のはしごに登はんする業務のうち、規則で定めるもの	0 千円	1回につき300円

		潜水器具を着用して従事する潜水業務	0 千円	1回につき300円
		上記に掲げる業務が爆発を伴う大規模な火災が発生している区域若しくは爆発等の危険性が著しく高い区域又は特殊危険物質等が発散している区域若しくは放射性物質等の漏洩により人体に著しく危険な区域において行われた場合	16 千円	1日につき2,600円を加算
医療業務手当	医師職	医療業務に従事した場合等	2,880 千円	勤務1月につき、職員の給料月額額の100/100に相当する額の範囲内
教員特殊業務手当	教育職	非常災害時における園児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(下欄の業務に該当するものを除く。)	24 千円	1日につき8,000円の範囲内において教育委員会が規則で定める額
		非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務	0 千円	当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額
		園児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0 千円	1日につき7,500円
		園児又は生徒に対する緊急の補導業務	0 千円	1日につき7,500円
		修学旅行、臨海学校、林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	597 千円	1日につき5,100円
		教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	1,617 千円	1日につき5,100円
		高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は可否判定の業務で教育委員会が指定する日に実施する入学試験に伴う業務	118 千円	1日につき900円
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	5,867 千円	1日につき2,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	374,574 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	164 千円
支給実績(R4年度決算)	373,265 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	166 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R 6 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者、父母等 6,500円 ※ 部長級相当職員は、3,500円 (2)子 10,000円 (3)16歳年度初めから22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		205,878 千円	253,200 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、28,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、61,000円以上の場合、28,000円を支給 (2)自宅居住者 支給なし	同じ		119,010 千円	320,400 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合31,600円を支給	同じ		252,923 千円	109,200 円
管理職手当	部長級 理事・局長 118,200円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 室長・次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		284,533 千円	902,400 円

5 特別職の報酬等の状況（R6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 長	1,084,000円		(参考)中核市における最高／最低額		
	副市長	895,000円		1,180,000 円	／	707,000 円
報酬	議 長	732,000円		823,000 円	／	584,000 円
	副議長	667,000円		747,000 円	／	504,000 円
	議 員	602,000円		700,000 円	／	475,000 円
期末手当	市 長	(R6年度支給割合)	5,918,640円			
	副市長	年間4.55月分	4,886,700円			
	議 長	(R6年度支給割合)	3,996,720円			
	副議長	年間4.55月分	3,641,820円			
退職手当	議 員	年間4.55月分	3,286,920円			
	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	給料月額×在職月数×40.0/100	20,812,800円	任期ごと		
	備 考	給料月額×在職月数×24.0/100	10,310,400円	任期ごと		

- (注) 1 平成24年4月より、市長などの給料月額を約4.6%、議員の報酬月額を約4.3%引き下げた。
- 2 期末手当＝(給料月額＋給料月額×役職加算20%)×年間4.55月分
- 3 退職手当の「1期の手当額」は1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

H30年4月の中核市移行を契機として、さらに質の高い市民サービスの提供をめざし、専門職や資格職など必要な人員の確保を図っているところです。

一方で、財政健全化に取り組む中、総人件費の抑制を図るため、市民目線や時代状況の変化、コスト比較などを踏まえ、仕事の内容や進め方、時間の使い方など、働き方そのものを大幅に見直し、既存事務の簡素化・効率化・民間委託等を図るとともに、正規職員のほか、再任用職員及び任期付職員などを組み合わせながら、適切な人員配置に努めています。

(各年4月1日現在)

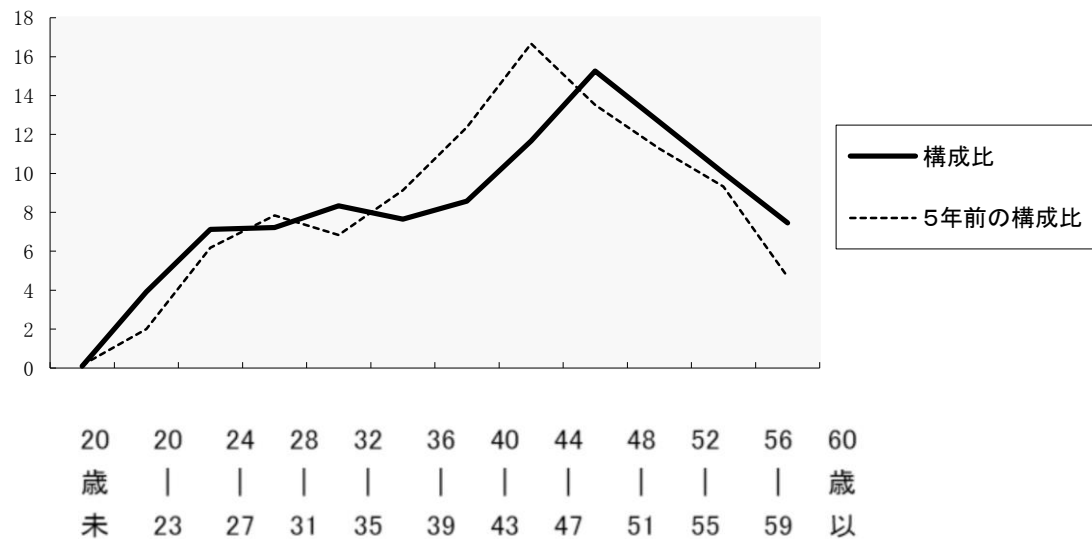
区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			R5年度	R6年度		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	15	15	0	
		総 務	348	341	△ 7	体制の見直しなど
		税 務	66	65	△ 1	体制の見直しなど
		労 働	1	0	△ 1	体制の見直しなど
		農水産	21	24	3	土地改良事業や農業振興の体制強化
		商 工	20	21	1	産業振興等の体制強化
		土 木	144	141	△ 3	体制の見直しなど
		民 生	434	436	2	福祉施設指導監査体制強化など
		衛 生	232	231	△ 1	新型コロナ関連事務の縮小
		計	1,281	1,274	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.5 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 47.84 人)
	教育部門	366	360	△ 6	体制の見直しなど	
	消防部門	249	257	8	消防の体制強化	
	小 計	1,896	1,891	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.6 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 65.57 人)	
公営企業等	水 道	49	46	△ 3	体制の見直しなど	
	下水道	58	55	△ 3	体制の見直しなど	
	その他	73	72	△ 1	体制の見直しなど	
	小 計	180	173	△ 7		
合 計		2,076	2,064	△ 12		
条例定数		[2,094]	[2,094]	[0]	人口1万人当たり職員数 67.3 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

（例） %



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
R6	2	81	147	149	172	158	177	241	315	261	207	154	2,064
R元	3	40	124	157	137	183	248	334	271	226	187	94	2,004

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	R元	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	1,237	1,260	1,260	1,280	1,286	1,281	44	3.6%
教育	341	366	363	357	361	353	12	3.5%
消防	236	237	238	249	249	257	21	8.9%
普通会計計	1,814	1,863	1,861	1,886	1,896	1,891	77	4.2%
公営企業等会計計	190	174	178	178	180	173	△ 17	△ 8.9%
総合計	2,004	2,037	2,039	2,064	2,076	2,064	60	3.0%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 5,474,238	千円 415,736	千円 382,435	% 7.0	% 7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費69,875千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 公営企業市町村 平均一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 62	千円 218,933	千円 39,891	千円 86,009	千円 344,833	千円 5,562	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、R6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (R 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
明 石 市	47.7 歳	377,088 円	515,510 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,387 千円		1,617 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（Ｒ６年４月１日現在）

明石市				明石市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		同左	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分			
最高限度	47.709	月分	47.709 月分			
その他の加算措置						
定年前早期退職		定年前1年につき3%を超えない範囲内で加算				
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給						
1人当たり平均支給額		0	千円	1人当たり平均支給額		12,829 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、Ｒ５年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（Ｒ６年４月１日現在）

支給実績(R5年度決算)			14,051	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			226,637	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
全市域	6.0 %	62 人	6.0 %	※国官署指定は10%

エ 特殊勤務手当（Ｒ６年４月１日現在）

支給実績(R5年度決算)		56 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		7,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)		12.9 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急業務手当	水道局職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急業務若しくは応急作業のための災害状況の調査	56 千円	1日につき1,000円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの	0 千円	1日につき2,000円 (上記に100/100の加算)
感染症防疫業務等手当	水道局職員	感染症等の防疫業務又は遺体を直接取り扱う業務若しくは重篤な状態にある者を直接救護する業務に従事	0 千円	1日につき300円

(注) 平成31年4月から廃止を含めたさらなる見直しを行い、手当の種類は4種類から2種類に減りました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	3,561	千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	66	千円
支給実績(R4年度決算)	2,131	千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	39	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（R 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者、父母等 6,500円 ※ 部長級相当職員は、3,500円 (2)子 10,000円 (3)16歳年度初めから 22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		7,714 千円	285,685 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、28,000 円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、61,000円以上 の場合、28,000円を支給 (2)自宅居住者 支給なし	同じ		1,350 千円	450,000 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額によ る一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を 限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 31,600円を支給	同じ		5,104 千円	85,063 円
管理職手当	部長級 理事・局長 118,200円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 室長・次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		7,546 千円	943,200 円